

# 一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の定款第4条の規定に基づき、センターの実施する事業に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用されている従業員が300人以下の法人又は個人事業所をいう。
- (2) 勤労者等 塩尻市、山形村及び朝日村の中小企業に勤務する者並びにその事業主をいう。
- (3) 会員 センターが行う事業の受益者をいう。

## 第2章 会員、入会、会費等

### (会員資格)

第3条 センターの会員になることができる者は、勤労者等で次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 試用期間中の者（ただし、事業主が入会を適当と認めた者を除く。）
- (2) 期間を定めて雇用されている者（契約期間が反復継続する者を除く。）
- (3) 前各号のほか、理事長が入会を不適当と認めた者

### (入会手続)

第4条 センターの会員になろうとする者は、入会届、会費等口座振替依頼書及びセンターが必要とする書類を提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、入会を承認したときは会員証を当該会員に交付するものとする。

### (資格の発生)

第5条 会員資格は、前条の入会手続が完了した日の翌月初日から発生する。

### (入会金)

第6条 入会金の額は、会員1人につき200円とする。

- 2 既納の入会金は返還しない。

### (会費)

第7条 会費は、会員1人につき月額550円とし、内144円は慶弔共済保険料に充当するものとする。

- 2 会費の納入は、会員資格の発生した日の属する月から脱会届を受理した日の属する月までとする。

### (会費の納入方法)

第8条 会費は、毎月25日までに指定の金融機関の預金口座から振替の方法により納入するものとする。

- 2 前項の規定による会費の納入が困難な場合には、別に定める方法により納入するものとする。

### (脱会)

第9条 会員は、センターを脱会しようとするときは、脱会届を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 会員は、前項の規定による理事長の承認を受けた日から、その資格を喪失するもの

とする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失するものとする。

- (1) 勤労者等でなくなったとき。
- (2) 会費を3月以上滞納したとき。

2 会員は、前項第1号の該当者となったときは速やかに脱会届を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

3 第1項第2号に基づく処分は、調書を作成し、理事長の承認をえなければならない。

4 第2項による会員は、当該事由の発生した日から、第3項による会員は、理事長の承認を受けた日から資格を喪失する。

(会員証の返却)

第11条 会員は、前2条の規定により会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を理事長に返却するものとする。

(会費の返還)

第12条 理事長は、第9条又は第10条の規定により資格喪失した会員の会費に前納分がある場合は、その前納分の会費の全部又は一部を返還することができる。

(変更及び移籍届)

第13条 会員は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに事業所変更届、会員状況変更届又は移籍届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称、所在地、代表者及び電話番号
- (2) 会費等振替指定金融機関名及び預金口座
- (3) 会員の氏名、住所、電話番号及び家族

(会員証の再交付)

第14条 会員は、会員証を汚損、紛失等したときは、会員証再交付申請書を理事長に提出し、会員証の再交付を受けるものとする。

2 再交付手数料は、実費とする。

(除名)

第15条 理事長は、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の議決を経て、除名することができる。

- (1) センターの業務を妨げる行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により、センターの事業による利益を受けようとしたとき又は受けたとき。
- (3) センターの定款又は規程等に違反し、又はセンターの信用を失墜させる行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事会において議決する前に、当該会員に理事長は、弁明の機会を与えなければならない。

3 理事会は、会員を除名したときは、当該会員に対し、文書で通知するものとする。

### 第3章 慶弔金給付事業、融資あっせん事業及び健康維持増進事業

(慶弔金給付事業)

第16条 センターは、「全福ネット慶弔共済保険」の保険金及びセンター独自の慶弔金（以下「慶弔金」という。）を会員に対し給付する。

2 慶弔金の給付の範囲及び給付額は、別表に定めるとおりとし、慶弔金の請求は、給付事由の発生日から3年以内に行わなければならない。

- 3 慶弔金の給付を受けようとする会員は、その事由が発生した後、速やかに慶弔金給付申請書・証明書(兼変更届)に必要書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- 4 慶弔金の受給資格は、第5条に規定する会員資格取得月の初日の午前零時から発生する。
- 5 慶弔金の給付に関する効力は、前項に規定する日から会員資格喪失日までの期間中に発生した給付事由にのみ限定する。
- 6 会員が虚偽の申請により慶弔金の給付を受けた場合は、理事長は、当該慶弔金を返還させることができる。
- 7 「全福ネット慶弔共済保険」の保険金については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-7 略称:全労済協会)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約し、センター又は会員が当該保険の被保険者となり、保険金支払の各条件等については、当該保険の普通保険約款及び特約条項の規定によるものとする。

(生活資金及び住宅資金の融資あっせん)

第17条 会員の生活の向上、安定を図るため、長野県労働金庫及び市町村と連携し、生活資金及び住宅資金の融資あっせんを行う。

- 2 生活資金及び住宅資金の貸付については、「一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター資金貸付あっせん及び貸付資金に対する補助金交付要綱」により、補助するものとする。

(健康維持増進事業)

第18条 心身共に健康維持に努め、働く意欲を喚起し、雇用の安定と事業の発展を図るため次に掲げる受診料等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 人間ドック、脳ドック及びPET検診受診料
- (2) インフルエンザ予防接種料
- (3) 宿泊施設の宿泊料

2 前項の補助金を受けようとする会員は、人間ドック等受診料補助金申請書又は宿泊施設利用補助金申請書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

3 補助金の交付申請は、交付対象事由の発生の日から1年以内に行わなければならない。

## 第4章 雑則

(委任)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 塩尻筑南勤労者互助会(以下「旧互助会」という。)の一切の事務、権利及び義務は、その時においてセンターが承継する。

3 旧互助会に既に入会している者については、第4条に定める入会手続を完了したものとみなす。

(共済金給付請求の特例)

4 共済金請求の特例として、第14条第4項の規定にかかわらず、旧互助会の会員期間を算入して請求できるものとする。

- 5 旧互助会に入会している者で、平成11年3月31日以前に発生した現に効力のある共済給付金の取扱いについては、旧互助会の共済金給付要綱に基づき給付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
(財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター共済金給付要綱の廃止)
- 2 「財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター共済金給付要綱」は廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規程による改正後の財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業規程第16条の規程は、この規程の施行日以後の共済金給付から適用し、施行日前に給付事由の生じた共済金については、なお従前の例による。

附 則

この改正規定は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業規程第16条の規定は、平成22年3月31日から適用し、適用日前に給付事由の生じた共済金については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業規程第16条の規定は、施行日から適用し、適用日前に給付事由の生じた旧共済金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の一般財団法人塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター事業規程第16条別表の規定は、この規程の施行日以後の慶弔金給付から適用し、施行日前に給付事由の生じた慶弔金については、なお従前の例による。

別表(第16号関係)

(一財)塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター慶弔金給付事業一覧

(単位:円)

給付事由		給付金額	内訳		添付書類	
			全福ネット 慶弔保険 金	センタ ー慶弔 金		
祝金	結婚	20,000		20,000	・センターの指定する書類 (事業主証明)	
	子の出生	15,000		15,000		
	子の就学	小学校	8,000			8,000
		中学校	8,000			8,000
	銀婚記念	5,000		5,000	・戸籍抄本、センターの指 定する書類(事業主証明)	
	在会	10年	3,000	3,000		・センターの指定する書類 (事業主証明)
		15年	3,000	3,000		
		20年	3,000	3,000		
		25年	5,000		5,000	
		30年	5,000		5,000	
35年		5,000		5,000		
	40年	7,000		7,000		
死亡弔慰 金	配偶者	50,000	50,000		・センターの指定する書類 (事業主証明)	
	子	10,000	10,000			
	親	12,000	12,000			
	住宅災害による同居親族	10,000	10,000			
死亡保険 金	疾病死亡	71歳未満	200,000	200,000	・死亡診断書、除籍謄本他 センターが指定する書類	
		71歳以上	100,000	100,000		
	不慮の事故による死亡	450,000	450,000			
重度障害・ 後遺障害 保険金	疾病重度障害	71歳未満	200,000	200,000	・医師の後遺障害診断書 他センターが指定する書類	
		71歳以上	100,000	100,000		
	不慮の事故による後遺障害	450,000～ 18,000	450,000～ 18,000			
傷病休業 保険金	休業14日以上30日未満	8,000	8,000		・医師の診断書・出勤簿 (又はタイムカード)・入院 領収書のコピー他センター が指定する書類	
	休業30日以上	15,000	15,000			
住宅災害 保険金	火災等による損害	200,000～ 40,000	200,000～ 40,000		・市町村の発行する罹災証 明書、修理業者による見積 書のコピー他センターが指 定する書類	
	自然災害による損害	60,000～ 6,000	60,000～ 6,000			

備考 :慶弔金給付事由は、次の場合とする。

- 1 「結婚祝金」は、会員が結婚(法律上の婚姻をいい、内縁関係は含まない)した場合
- 2 「出生祝金」は、会員とその配偶者(内縁関係を含む)との間に子が生まれた場合。ただし、生後14日以内に死亡した場合を除く。
- 3 「就学祝金」は、会員と生計を一にする会員の子がそれぞれの学校に入学した場合
- 4 「銀婚記念祝金」は、会員が結婚後 25 周年を迎えた場合で、引き続き法律上の婚姻関係にある場合
- 5 「在会祝金」は、会員がセンターの会員となってからそれぞれの期間を経過した場合
- 6 「死亡弔慰金」は、会員の配偶者(内縁関係も含むが、内縁関係にある者に婚姻届のある配偶者がいる場合は除く)、子、親が死亡した場合と住宅災害時に同居する会員の民法上(配偶者又は6親等内の血族若しくは3親等内の姻族)の親族が死亡した場合。ただし、全労済協会が定める自殺等による死亡は除く。
- 7 「疾病死亡」は、疾病により死亡した場合。ただし、死亡原因が嚥下障害のある者の「食物の吸入又は嚥下による気道閉塞又は窒息」や飢餓、渇き、自然死(老衰)等は除く。
- 8 「不慮の事故による死亡」は、全労済協会が定める不慮の事故の定義による傷害を直接の原因として死亡した場合。
- 9 「疾病重度障害・不慮の事故による後遺障害」は、全労済協会が定める重度障害が固定した場合
- 10 「傷病休業保険金」は、会員が傷病によりそれぞれの日数以上を連続して休業した場合
- 11 「火災等による損害」は、会員が現に居住する建物(店舗、作業場等の非居住部分は除く)又は建物内に收容されている家財が全労済協会の定める火災等によって被害を被った場合
- 12 「自然災害による損害」は、会員が居住する建物が全労済協会の定める自然災害によって被害を被った場合